

香川県内の事業者の皆さまの

事業継続を支援する

給付金制度 締切間近!

締切は2月28日(火)
(当日消印有効)まで!



支給対象	香川県内に本社又は主たる事業所(個人事業主にあって事業所がどこにも無い場合には住居)を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主
支給要件	上記支給対象者のうち、令和4年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有し、次の①又は②のいずれかの要件を満たしていること ①令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高と比較して20%以上減少していること ②令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率と比較して10%以上減少していること ただし、以下の応援金等との併給はできません。 ・香川県医療・福祉施設応援金事業 ・香川県私立学校応援金事業 ・香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業
支給額	法人 10万円 個人事業主 5万円
必要書類	①申請書等 ②令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる書類 (例:法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し、個人事業主(青色申告)の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書」の写し、売上台帳等の写し、経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など) ③直近の確定申告書類の写し ④給付金の振込口座の通帳等の写し ⑤(個人事業主のみ)本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)の写し

申請手続
について

申請受付期間

令和5年1月10日(火)～令和5年2月28日(火) 当日消印有効

申請方法

郵送

(簡易書留など送達が
確認できる方法)

〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル2階
物価高騰等対策給付金事務局

●申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードいただくか、県庁東館受付、各県民センター(東讃・小豆・中讃・西讃)、市役所・町役場の商工担当課でも入手いただけます。

詳しくは、

🔍 香川県物価高騰等給付金

検索

で御確認ください。

※ホームページURL <https://kagawa-bukkashien.com>



お問い合わせ

物価高騰等対策給付金事務局

☎087-822-0261

平日9時00分から17時30分まで

令和5年1月10日(火)9時～

- ・コールセンター開設
- ・ホームページ開設